

【住民監査請求のあらまし】

1 住民監査請求（地方自治法第 242 条）って何ですか？

住民監査請求は、伊東市民の方が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるときなど、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

この制度は、市民の方の請求により、違法又は不当な行為を防止、是正させ、もしくは、怠る事実を是正させ、又はこれらによって伊東市の被った損害を補てんさせることによって、市民全体の利益を確保することを目的とするものです。

2 どのような場合に、監査請求ができるのですか？

監査請求することができるのは、次に挙げるような伊東市の財務会計上の行為や、怠る事実があると認めるときです。

違法若しくは不当な

- ア 公金（伊東市の管理に属する現金など）の支出
- イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

なお、上記ア～エの行為がなされることが相当の确实さで予測される場合を含みます。

また、上記行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過している場合には、監査請求することはできません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

違法もしくは不当に

- ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
- イ 財産の管理を怠る事実

3 だれが、どのようにして監査請求をするのですか？

監査請求ができるのは、伊東市内に住所を有する方です。

監査請求をする事柄について、関係法令等の様式による書面を作成して申し出る事になっていきます。

申出の際には、違法又は不当とする行為や怠る事実を証明する書面を添付することが必要です。……事実証明書（新聞記事・写真なども可）

申出は、直接持参するか又は郵送してください。

請求書の様式や記入内容など、詳細は、関係法令等を御覧ください。